

(2) 文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導

① 目的

江戸時代を中心に造られた庭園は、我が国を代表する景観として保全され、今日に伝えられている。この指針は、これらの庭園内からの眺望が保全されるよう、当該庭園の周辺で計画される建築物等の色彩等を適切に誘導することを目的とする。

② 保全対象庭園

保全対象庭園は、文化財庭園等景観形成特別地区等として指定された区域内的の庭園と同様とし、次のとおりとする。

- ・ 浜離宮恩賜庭園
- ・ 小石川後樂園
- ・ 旧芝離宮恩賜庭園
- ・ 六義園
- ・ 清澄庭園
- ・ 旧岩崎邸庭園
- ・ 新宿御苑
- ・ 旧古河庭園
- ・ 小石川植物園
- ・ 殿ヶ谷戸庭園
- ・ 向島百花園
- ・ 旧安田庭園

③ 眺望地点及び景観誘導区域

1) 眺望地点

各保全対象庭園に係る眺望地点は、庭園の作庭上、重要な視点場として設計された場所（図表 3-10 から図表 3-13 までの各地点）とする。

事業者は眺望地点から事業地を眺望したシミュレーション図を大規模建築物等の建築等に係る事前協議の際に作成し、庭園内からの見え方について検討し、提出するものとする。

2) 景観誘導区域

各保全対象庭園に係る景観誘導区域は、各保全対象庭園の外周線からおおむね 1 km までの範囲とする（図表 3-14 から図表 3-21 までを参照）。

④ 大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準

景観形成基準は図表 3-3 大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準、文化財庭園等景観形成特別地区の景観形成基準とする。

なお、壁面広告物は、文化財庭園等から見える範囲に表示してはならない。

図表 3-10 眺望地点①



※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

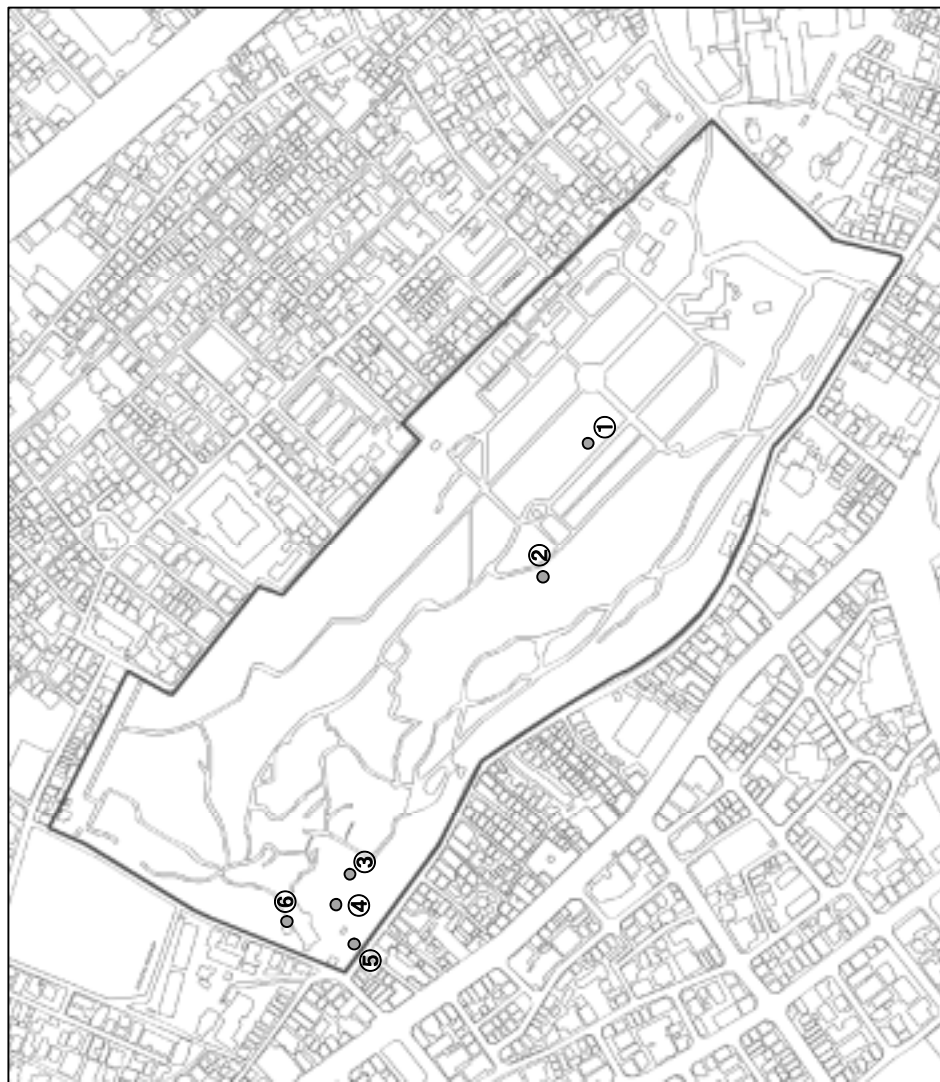
図表 3-11 眺望地点②



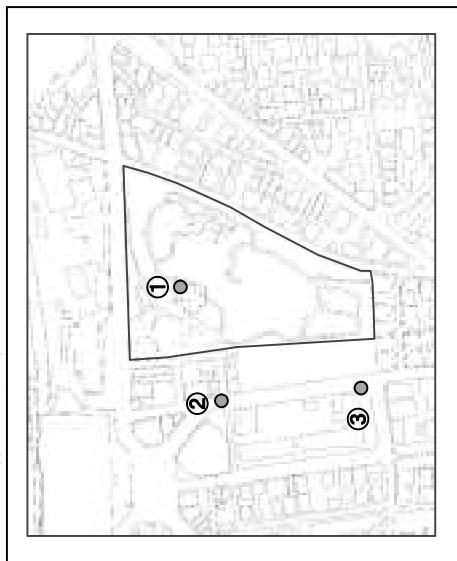
※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

図表 3-12 眺望地点③

■小石川植物園



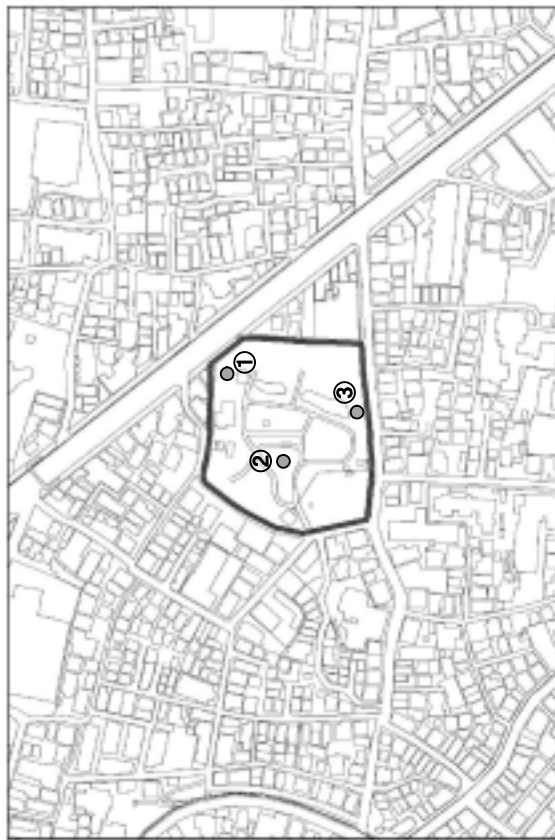
■殿ヶ谷庭園



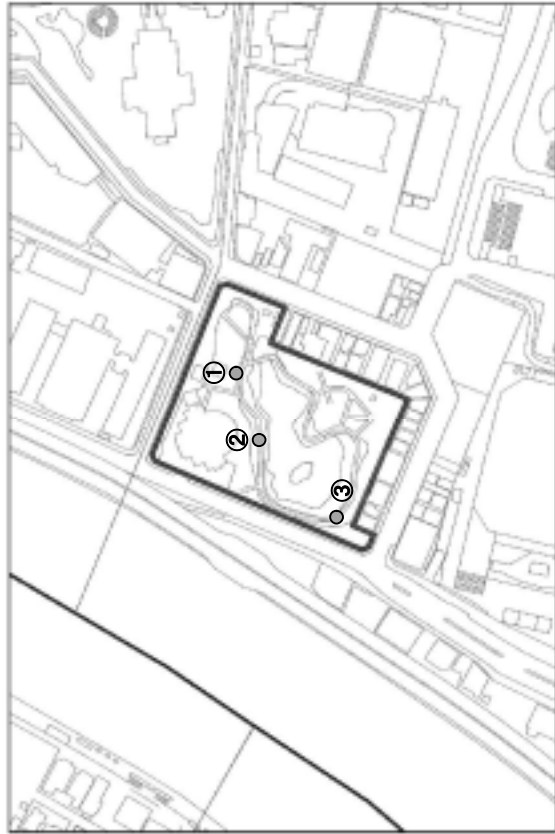
※ 本図は、おおむねの位置を示したものである。

図表 3-13 眺望地点④

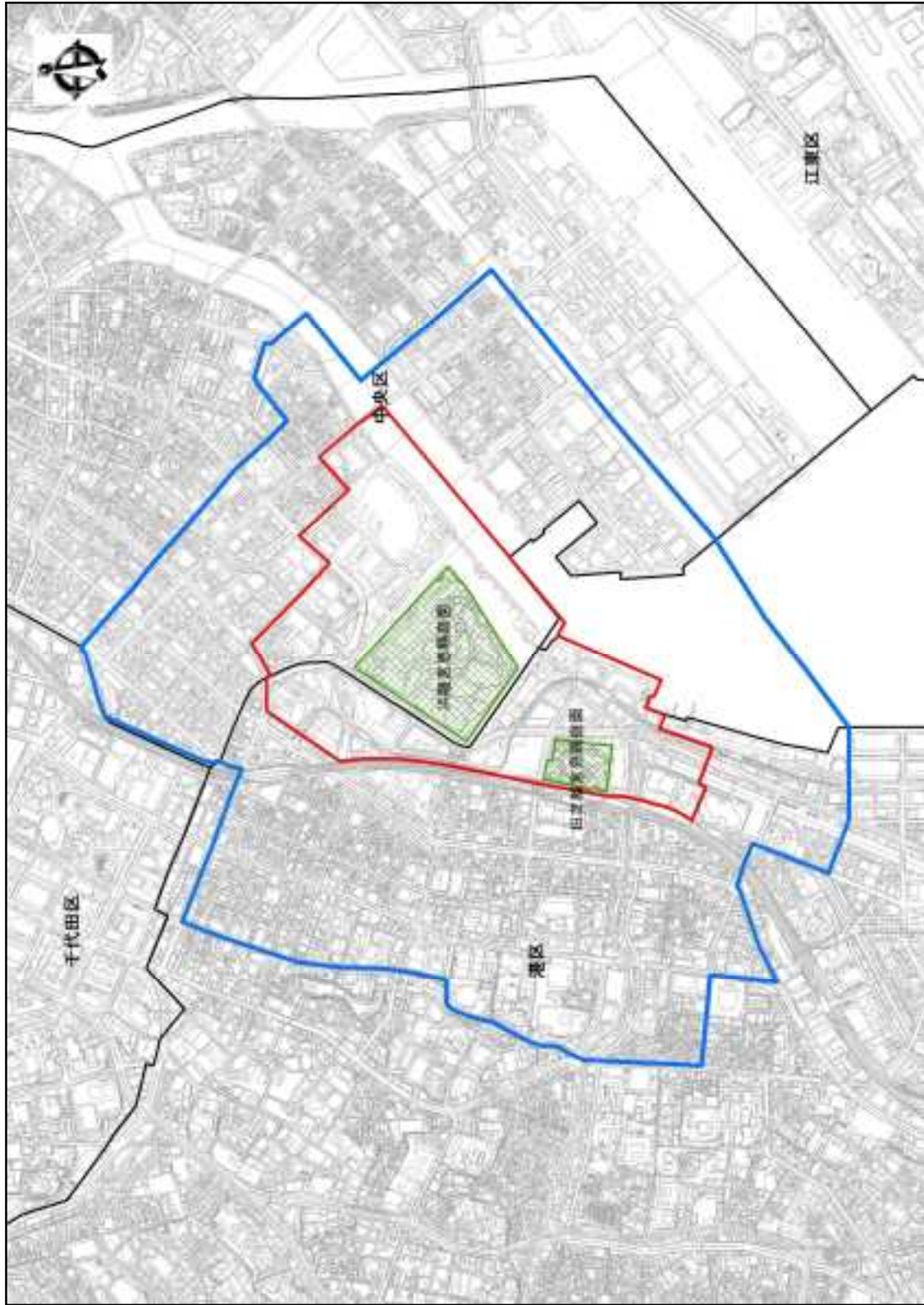
■向島百花園



■旧安田庭園



図表 3-14 浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園周辺の景観誘導区域



凡例 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域
 赤線の内側：中央区の区域にあっては東京都景観計画で定める景観形成特別地区（浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区）
 又は、港区景観計画で定める景観形成特別地区（浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区）

※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

図表 3-15 清澄庭園周辺の景観誘導区域

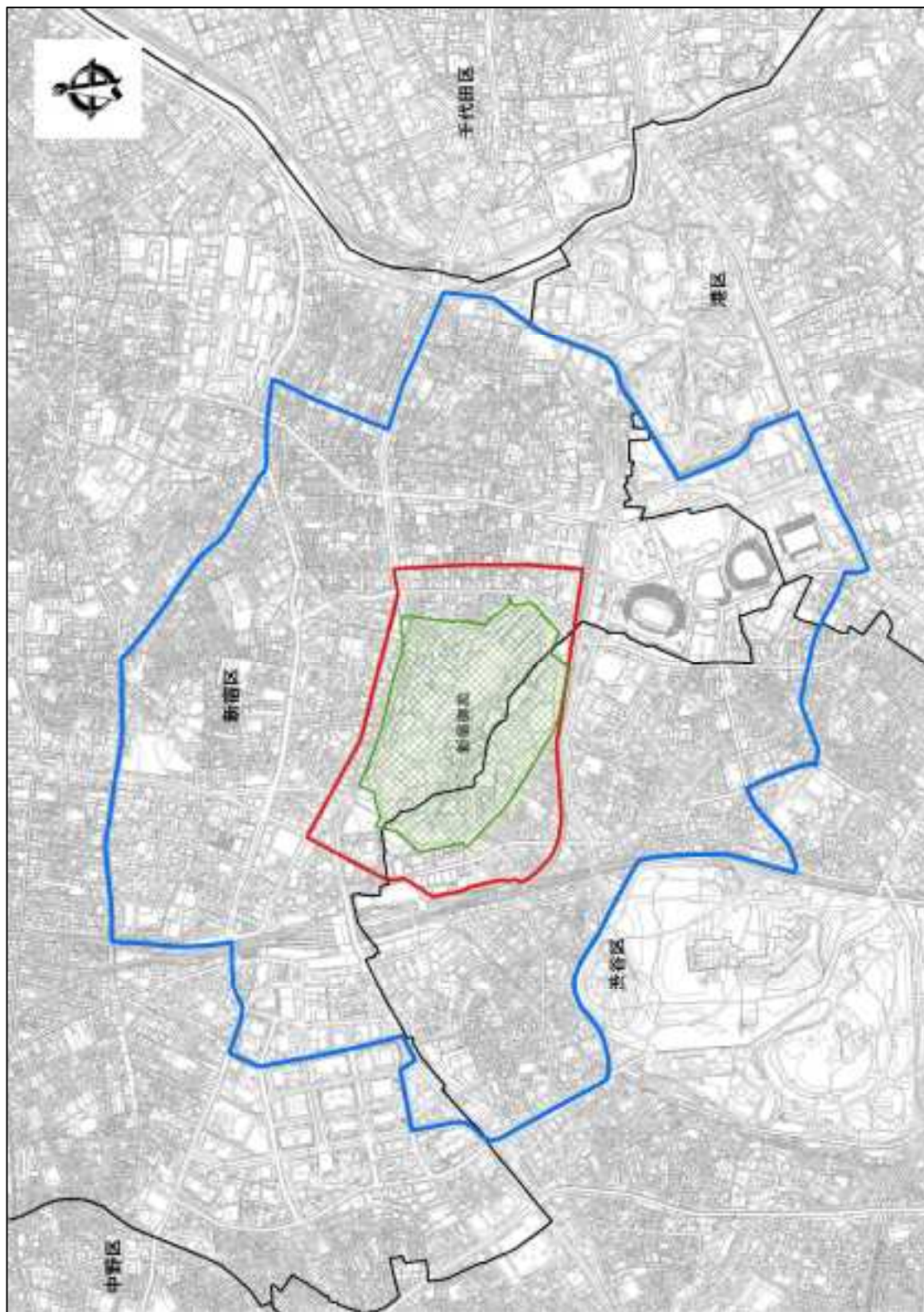


凡例 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域

赤線の内側：江東区景観計画で定める景観形成特別地区（清澄庭園景観形成特別地区）

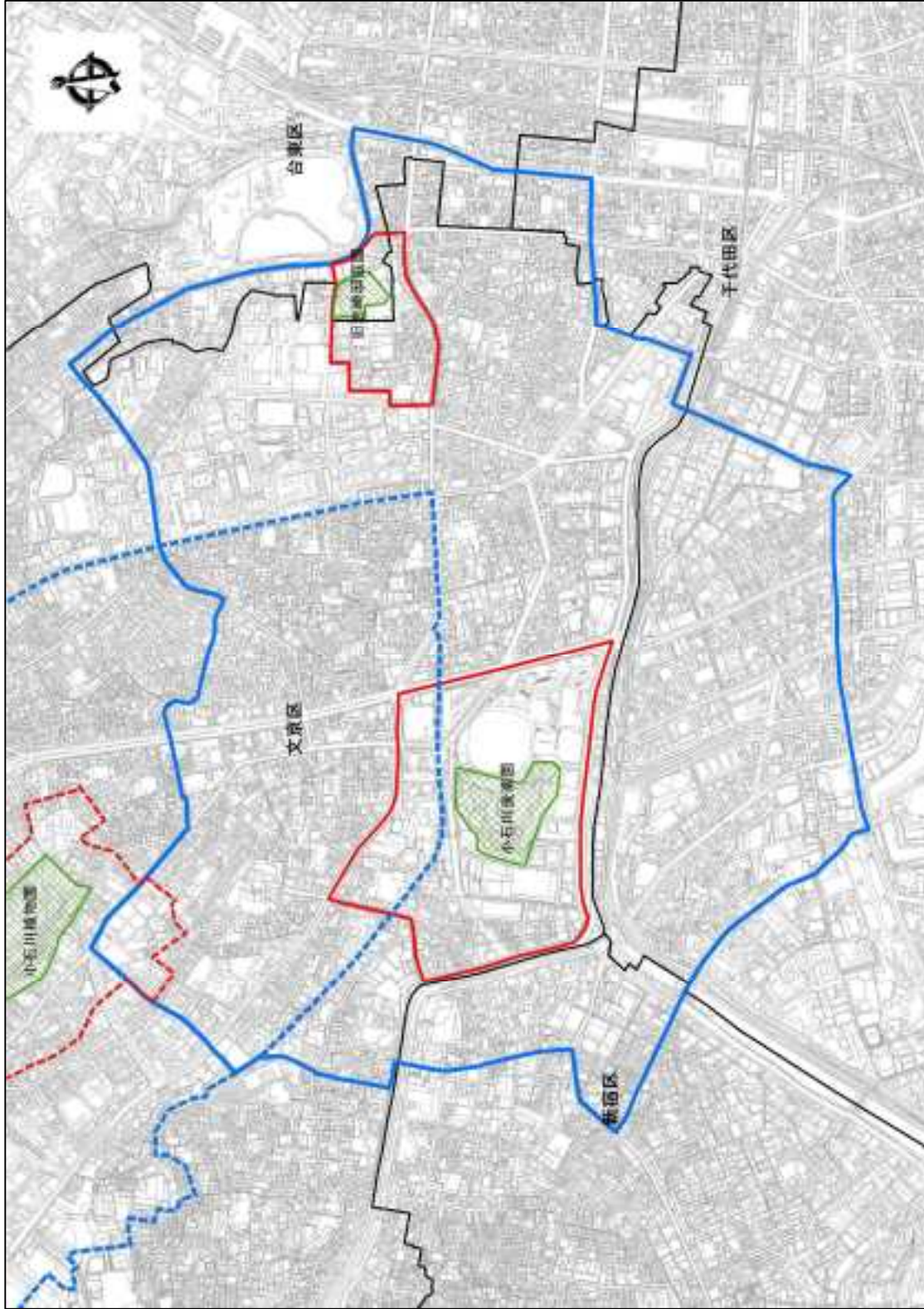
※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

図表 3-16 新宿御苑周辺の景観誘導区域



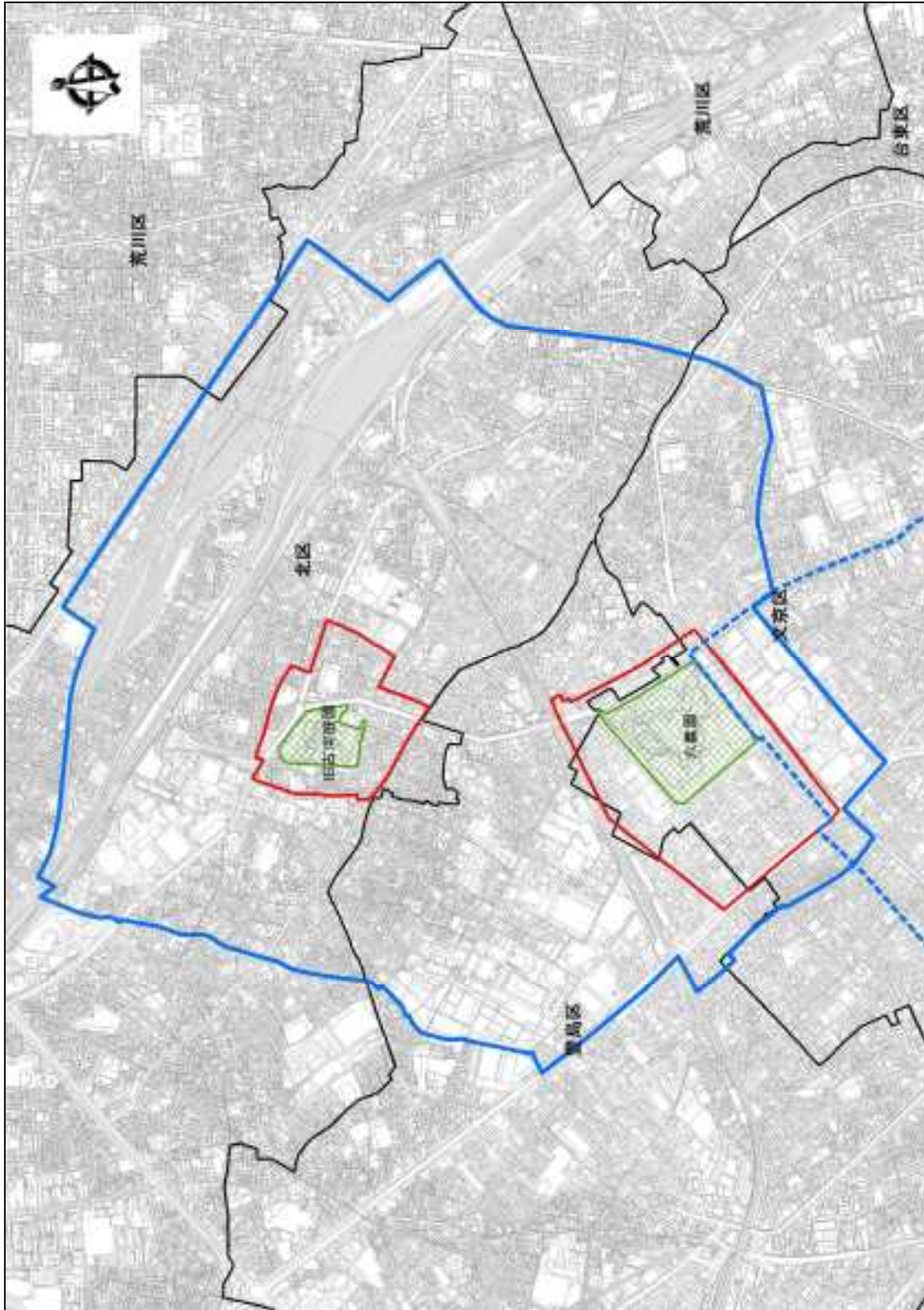
凡例
 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域
 ※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。
 赤線の内側：新宿区景観計画で定める新宿御苑みどりと眺望保全地区における区域又は
 渋谷区景観計画で定める景観形成特定地区（新宿御苑周辺地区）における区域

図表 3-17 小石川後楽園・旧岩崎邸庭園周辺の景観誘導区域



凡例
 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域
 赤線の内側：文京区景観計画で定める文化財庭園等景観形成特別地区（小石川後楽園周辺地区・旧岩崎邸庭園周辺地区）
 又は台東区景観計画で定める景観形成特別地区（旧岩崎邸庭園）
 ※点線は他の文化財庭園等景観形成特別地区による区域を表す。
 ※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

図表 3-18 六義園・旧古河庭園周辺の景観誘導区域

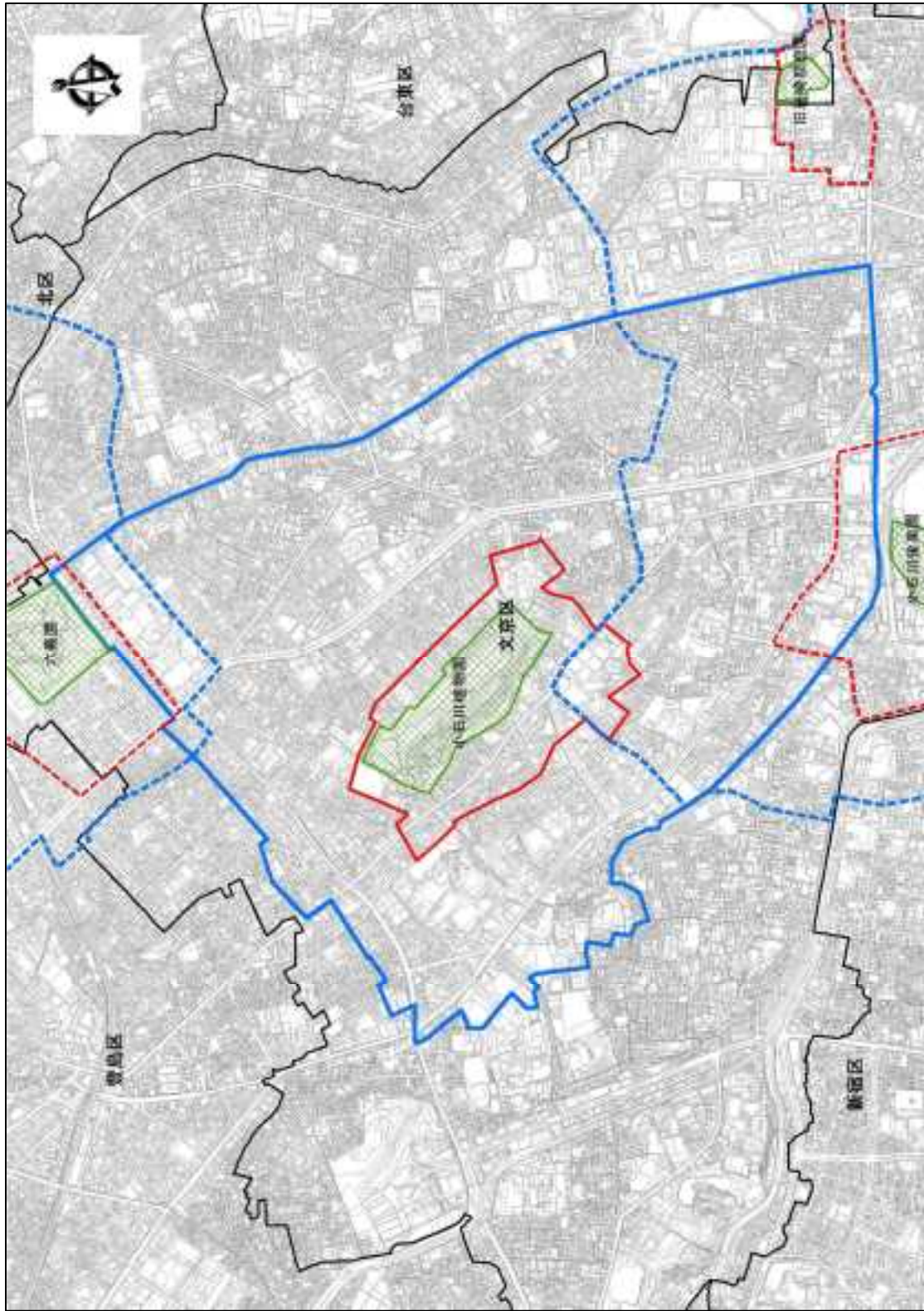


凡例 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域

赤線の内側：北区景観計画で定める景観形成重点地区（旧古河庭園周辺地区）、
 豊島区景観計画で定める景観形成特別地区（六義園周辺景観形成特別地区）又は
 文京区景観計画で定める文化財庭園等景観形成特別地区（六義園周辺地区）

※点線は他の文化財庭園等景観形成特別地区による区域を表す。 ※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

図表 3-19 小石川植物園周辺の景観誘導区域



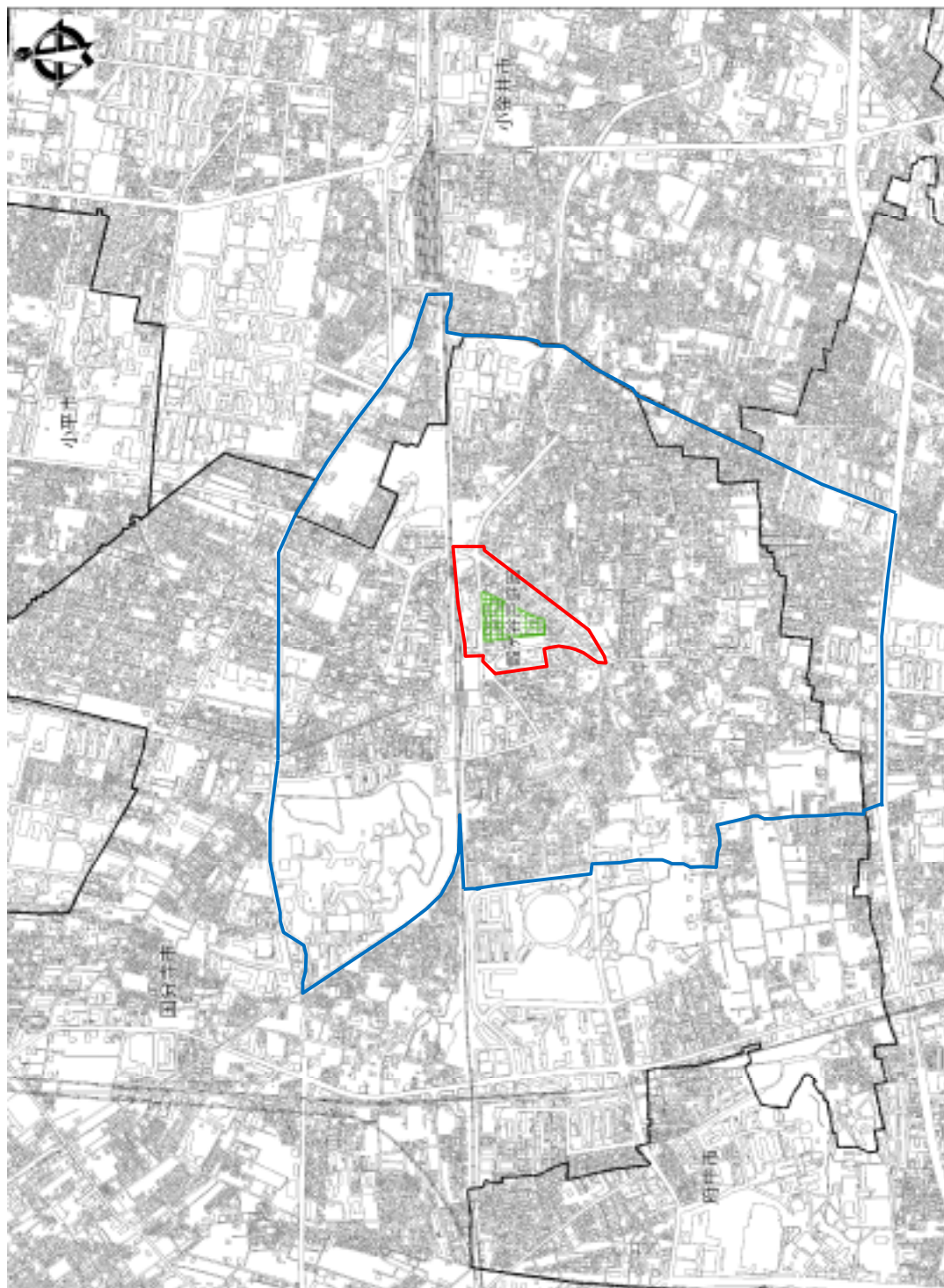
凡例 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域

赤線の内側：文京区景観計画で定める文化財庭園等景観形成特別地区（小石川植物園周辺地区）

※点線は他の文化財庭園等景観形成特別地区による区域を表す。

※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

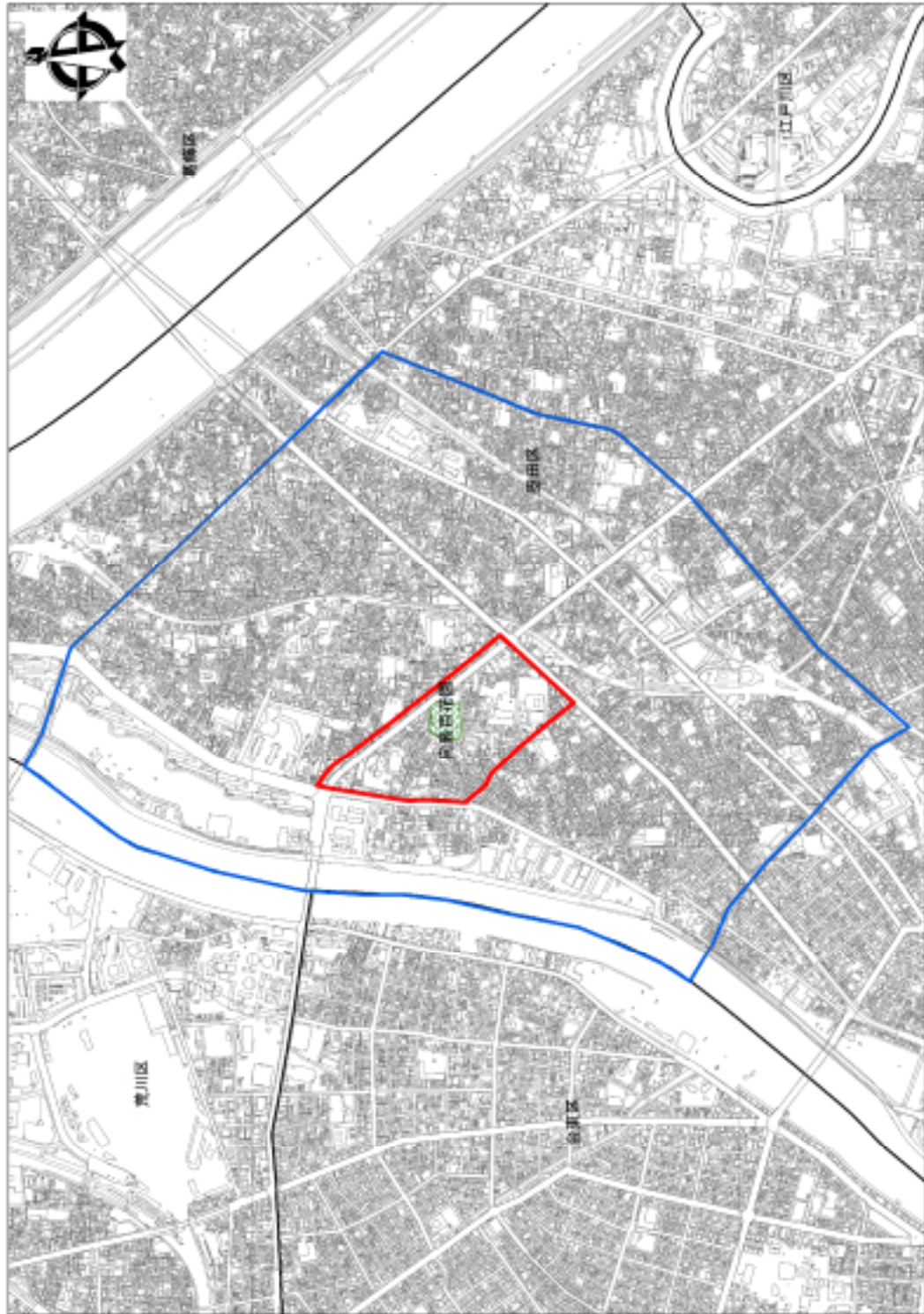
図表 3-20 殿ヶ谷庭園周辺の景観誘導区域



凡例 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域
赤線の内側：殿ヶ谷庭園景観形成特別地区

※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

図表 3-21 向島百花園周辺の景観誘導区域



凡例 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域

赤線の内側：墨田区景観計画で定める歴史文化拠点（向島百花園）

※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。

図表 3-22 旧安田庭園周辺の景観誘導区域



凡例 青線の内側：大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域

赤線の内側：墨田区景観計画で定める歴史文化拠点（旧安田庭園）

※ 本図は、おおむねの誘導区域を示したものである。